

令和5年度

財政援助団体等監査結果報告書

にかほ市監査委員

監 発 ー 4 2
令和 6 年 2 月 5 日

にかほ市長 市 川 雄 次 様
にかほ市議会議長 宮 崎 信 一 様

にかほ市監査委員 須 藤 金 悦

にかほ市監査委員 森 鉄 也

令和 5 年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 5 年度の財政援助団体等
監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、次のとおり結果を報告します。

目 次

財政援助団体等監査結果報告書

1	準拠基準	1
2	監査の対象	1
3	監査の期間	1
4	監査の範囲	1
5	監査の着眼点	1～2
6	監査の方法	2
7	監査の結果	3
8	各財政援助団体の概要と監査意見	
	・にかほ市民生委員児童委員協議会	4～5

令和5年度 財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき実施した令和5年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 準拠基準

にかほ市監査基準

2 監査の対象

令和4年度歳出科目、18節「補助金」から支出された、次に掲げる財政援助団体等について、監査を実施した。

財政援助団体等名称	補助金等の名称	所管部署
にかほ市民生委員児童委員協議会 会長 佐藤 正隆	にかほ市民生委員児童委員協議会運営費補助金	市民福祉部 福祉課

3 監査の期間

令和6年1月18日(木)

4 監査の範囲

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行された出納その他の事務の執行

5 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助(以下「補助金等」という。)の決定は法令等に適合しているか。

イ 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。

ウ 財政的援助が既得権益化しているものはないか、また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。

エ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

オ 補助金等に関する条件(貸付金については、利率、元利金の償還方法、額及びその時期等)の内容は明確か。また、貸付金の利率を著しく低率とし、又は無利

- 息とした場合の理由は適正か。
- カ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- キ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。また補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- ク 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。
- ケ 実績報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど十分に確認がなされているか。
- コ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- サ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- シ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。
- ス 補助金等により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。
- セ 補助金等の受領団体の事務が市内部で行われていないか。また、行われている場合、その内容や理由は妥当か。

(2) 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ケ 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- コ 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。
- サ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

6 監査の方法

監査は、所管部署・財政援助団体等から事前に提出された調査書・関係書類・諸帳

簿等を審査・照合するとともに、関係職員・団体関係者に対する質疑を行う方法で実施した。

併せて、所管部署における補助金交付等の手続きや指導監督が適正に行われているかについても監査対象とした。

7 監査の結果

財政援助団体への補助金交付事務については、概ね適正に処理されていると認められた。

また、補助金は事業計画に基づいて執行されており、概ね適正に行われていると認められた。

なお、軽微な事項については、ヒアリングの際に改善と職員への周知を要望したので記述は省略した。

最後に、所管課及び財政援助団体においては、補助金の交付対象がにかほ市の健康福祉の増進等と相まって公益性の高い事業であることをお互いに認識し、今後も補助金が事業の目的に沿って、有効かつ効果的になされるよう徹底されたい。

8 財政援助団体の概要と監査意見

財政援助団体の概要と監査意見は次のとおりである。

		旅費	27,713	
		実費弁償費	108,000	
		負担金	6,153,320	
		補助金	5,254,620	
計	11,899,134	計	11,698,681	200,453

9 監査の結果 概ね適正に処理されていると認められた。

(1) 福祉課

特に指摘する事項はなかった。

(2) にかほ市民生委員児童委員協議会

特に指摘する事項はなかった。